

学校感染症と出席停止期間

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア・重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるものに限る）鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで ※左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は、第一種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭性結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
第三種	結核	感染のおそれがなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで。

※その他の感染症とは

園、地域などで、流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば園長が園医の意見を聞き、第3種感染症として措置をとることができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、園における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断致します。以下に、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例を挙げます。

- 溶連菌感染症 ●ウイルス性肝炎 A,B,C ●手足口病 ●伝染性紅班（りんご病）
- 伝染性軟属腫（水いぼ） ●ヘルパンギーナ ●マイコプラズマ感染症
- 伝染性膿痂疹（とびひ） ●流行性嘔吐下痢症（ノロ・ロタウイルス） ●疥癬
- ヒトメタニューモウイルス 他新型ウィルス 等

学校では証明書が不要な感染性疾患もありますが、幼稚園では接触が密で抵抗力が弱いため病気がうつり易いので、出席停止扱いとし、治癒証明書を必要としております。

- ★ 感染症が疑われる場合は、登園前に受診し集団生活の可否を医師に確認するようにしましょう。
- ★ 上記感染症に関しましては、医師の診察を受け、伝染のおそれがないと認められるまでは出席停止となります。
- ★ 治癒後の登園は医師の証明を受けてからとなります。
(本園の治癒証明書か、受診した病院の証明書をご持参ください。)